

News Release

令和 6 年 5 月 21 日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	大成建設(株)：東京都新宿区西新宿一丁目 25-1									
停 止 期 間	令和 6 年 5 月 21 日～令和 6 年 6 月 20 日 (1 か月)									
停止措置の理由	上記の者が代表を務める特定建設工事共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設 (山梨工区)」にて発生した労働災害の事実を、下請会社が労働基準監督署に報告をせず、上記の者の社員もこれに関与していたとして、労働基準監督署により、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 違反の疑いで書類送検された。									
措 置 要 件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第 3 条 市長は、有資格者が別表第 1 又は別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第 1 又は別表第 2 に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第 2(第 3 条、第 5 条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 <table><tr><th>措 置</th><th>要 件</th><th>期間</th></tr><tr><td>9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第 1 又は 1 の項から 8 の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(3) 関係法令に重大な違反をしたとき。</td><td>イ 府内工事等又は府外工事等における違反</td></tr></table> 備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)等をいう。				措 置	要 件	期間	9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第 1 又は 1 の項から 8 の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(3) 関係法令に重大な違反をしたとき。	イ 府内工事等又は府外工事等における違反
措 置	要 件	期間								
9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第 1 又は 1 の項から 8 の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(3) 関係法令に重大な違反をしたとき。	イ 府内工事等又は府外工事等における違反								

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894

E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp